

## 第20回 市民自治を考える懇話会 会議録要約版

日 時	平成20年4月15日(水)午後7時~9時
場 所	市役所南館 講堂
出席者	(委員) 11名 (事務局) 3名 (サポートスタッフ) 2名

### 会議内容

提言書の素案について

主な内容と意見

#### 事務局

前回に提示させていただいた提言書の構成案に沿って、今までに出された意見を踏まえて提言書を作っていくのであるが、たたき案の作成については、事務局で作るのであれば、委員の皆さんの確認を取っておいたほうがよいという久先生のアドバイスもあり、確認結果、たたき案を事務局で作ってそこに委員の皆さんの意見を入れていくということになった。

本日は、たたき案として提言書の全体イメージを掴んでもらえるように作成してきた。

内容については、1 ページ目の「はじめに」は、懇話会の委員さんの想いを直接書いていただきたいので、空白にしている。5 ページ以降は、前回提示させていただいた構成案に基づいて作成している。

ただ提言書を完成させた状態で、委員の皆さんに提示しても意味がないので、こういった話し合いにより、この大阪狭山市の現状と課題が出て、こういう提言になったという流れの方がよいという判断で、2 ページ目に序論として、市民自治の現状と課題というタイトルで、課題の提示と今までの話し合いの中身を要約したような内容を載せている。また、中間まとめでも掲載した委員の皆さんの個別意見をもう一度ピックアップして並べている。

(1)の市民の現状と課題では、「地域の活動やまちづくりに関して、他人任せになっていないでしょうか」、「市民や市民活動団体が自由に対話し、交流する場はあるでしょうか」、「行政からの情報が、私たち市民にうまく伝わっているでしょうか」という3つが、今まで話し合ってきた中で、市民側から見た大きな課題であったと思った。これ以外にもあるのであれば、どんどん追加していきたい。

それから(2)の行政の現状と課題ということで、皆さんから見た行政の課題については、「市民がまちづくりに参画する仕組みや、市民との協働を進めていく仕組みは整っているでしょうか」、「市民の声をまちづくりに反映する仕組みは整っているでしょうか」、「市民に対する情報提供は十分行っていると言えるでしょうか」という3つをあげた。これも、今までの話し合いの中で出てきた意見をまとめると、このような話し合いが行われてきたと思う。

中間まとめでの3つの括りでは、皆さんの意見や課題を整理するのが困難であった。このように、市民の視点から市民や行政の現状と課題を整理したほうが、委員の皆さんや他の市民の皆さん見る際にもわかりやすいと考えてこのようにまとめた。

そして(3)の現状と課題を越えてということで、このような課題に対応するために、このような仕組みやルールが必要であるというのを5 ページ以降の提言としてまとめていこうと考えている。あと補足として、5 ページの第1章の部分で何度も出てくる用語の意味について、お互いの共通認識を持つために、市民と参画と協働とコミュニティと熟議という5つを取りあえず大切なキーワードとして説明している。(2)は、市民自治の基本理念、(3)で市民自治の基本原則をあげている。できるだけ、懇話会の意見が条例案に反映できるような表現にしている。次の6 ページは、第2章市民の役割と責務等ということで、市民の皆さんの役割を一つ目に掲げて、2番目に市民の皆さんの権利、3番目に市民の責務という形で並べている。次に7

ページの第3章議会と議員の役割と責務等は、この懇話会の中でも、議会の役割や責務など色々な意見がでていたと思う。その意見をそのままここに書くのは無理であるが、意見をできるだけ斟酌して載せている。次の8ページは、行政の役割と責務ということで、(1)は、市長の役割と責務、(2)に行政の役割と責務(3)職員の役割と責務をあげている。次の9ページでは、市民自治を進めていく中で大切なポイントとして、第5章情報の共有、情報公開等をあげている。(1)で情報の共有、(2)で情報公開と情報提供、(3)で個人情報の保護をあげている。10ページでは、第6章参画と協働の仕組みということで、懇話会で色々提案いただいた点を整理する意味で(1)対話と交流の場の設置(2)審議会等への参画(3)市民の意見等に対する手続き(4)住民投票制度(5)学習機会の提供・充実(6)コミュニティの尊重などの意見が出されていたのでこのように整理した。次に11ページでは、行政側の取り組むべきことを列挙している。(1)総合計画(2)組織編制(市の組織・機構のこと)(3)財政運営(4)行政評価(5)説明責任と応答責任などをあげている。次の12ページ第8章ということで条例の位置付け等についてあげている。(1)は、条例の位置付けをあげている。自治基本条例が市の最高規範であるという位置付けを示したものである。(2)は、条例の見守りということで、この懇話会などが母体になって、条例制定後の自治基本条例について見守っていく必要性をあげている。最後に13ページは、「おわりに」ということで、「はじめに」とセットで、委員の皆さんの想いを入りたいので、作り方については協議したいと考えている。

説明は以上であるが、あくまでも素案であり、委員の皆さんの意見をいただければと思う。

少し今までの話し合いから飛んでしまったような形であるが、できるだけ話し合ってきた中身を序論の中に反映しながら整理してみたが、意見や話し合うべき内容があればお願いしたい。

「はじめに」と「おわりに」を作れば完成というわけではなく、各章の内容を検討していかなければならない。言葉の定義のところ「熟議」と言う言葉があったが、この懇話会に参加して初めて知った言葉である。それが、正直言ってできていないように思う。例えば、議会の章の中でも定数などの問題など考え方が違う方もいる。その辺も熟議によって皆の意見としてまとめていかないといけない。

この間、まち大でこの事務局のメンバーが講義されたときも、大阪狭山市のホームページへのアクセス件数やこの懇話会の参加人数や内容などの質問が出されていた。この懇話会のメンバーの意見が市民の意見であるというのはおかしいと感じられたようであるが、募集をしても参加する方が少ない現状では、参加者を待っていても仕方がないし、取りあえず話を進めていかなければならないと思う。

昨年の秋にメンバーの再募集で参加いただいた方にとっては、既に一年半前から話し合われた内容についての意見ということになっているので、その方々については、条例が出来上がったあとのフォローというか見守りを行う組織を作って参加していただければよいと思う。

事務局

この懇話会において、熟議が至らなかったということであれば、引き続き、育てていく会のようなものを作っていくという考え方もあると思う。

全体的に丸くまとまってる感じがするので、画期的と言えるかかどうかとを感じる。現在、全国の自治体の約130ぐらいで自治基本条例が制定されていると思う。狭山から画期的で、情報発信できるようなものができればいいと思っている。

どうしてこのような自治基本条例が多く制定されたのか、現行の地方自治制度が制度疲労を起しているのではないかと。そうであれば、かなり思い切った内容を盛り込んでいく必要がある。

事務局

皆さんの意見や想いを各章に反映するのか、「はじめに」でするのかということ、特に狭山に対する想いなどの部分は、やはり「はじめに」の部分になると思う。本市の市民活動支援センターの事もっと書き込む必要があると思うが、位置付けを考えなければならない。

全般的に自治基本条例については、中身が殆ど同じであるように思う。しかし、大阪狭山市独自の何かを謳っていく必要があると思う。その謳うときの背景にあるものを例えば、合併しないまちなどを掲げているから、この条例が必要であるといったようなものが必要である。また、本市域が南北に長く、旧地区と新地区との考え方の違いなどについても謳っていければいいと思う。

事務局

特性というのが中々見つけにくい。

合併しないという点では、単独では困難なように思うので自信がない。市という行政ができていることは、知事が代わっただけで、色々と影響がでてくるような状況である。国と府の協力がなければ、予算も組めないという仕組みを変えていくスピードが遅い。本当に大阪狭山市が自主独立できるまで辿りつけるのがよく分からない。いいまちにしたいとは思っている。

事務局

以前に久先生から指摘があったように、この懇話会の委員の方の中でも、大阪狭山市が「どうしようもないまち」ではなく、色々な課題があるのだけれども大阪狭山市が好きであるということであった。このことは、どこかに入れていかなければいけない。また、さやま池祭りや運動したクリーンアクションなど狭山でしか実施していないようなものを入れて話を展開していかないといけない。このようなことは、中々、条例本体に入れていくのは難しい、「はじめに」に書いていくのがよい。

市長をはじめ大学の先生などは、狭山は進んでいるとおっしゃっているが、本当なのかどうか自分自身よく分からない。

(サポートスタッフ)

今までに住んでいたところと比較するものがあれば違いが分かると思う。この前のまちづくり大学の講義の際に、以前住んでいたところと比較して、大阪狭山市はきめ細やかな行政サービスをおこなっているという発言があった。

個別論に入るのはどうかと思うが、用語の定義のところの協働というところは、この条例で言う協働では、内容を絞って言うのか。協働という概念が、私のイメージと少し違う。市民と行政だけの協働だけではなく、市民と市民もあるし企業との協働もあると思う。市民と行政の協働は、その一部である。そういう意味では、定義が狭いと感じる。また、こういう定義で載せるのであれば、注意書きを入れないと誤解を招くと考える。

事務局

ご指摘のとおり、書き方として範囲が少し狭くなっている。もう少し範囲を広げるような表現に見直していかないといけないと思う。

序論のところの主な個別意見のところは、懇話会の意見ではなく委員個別の意見もあるように思う。委員個別の意見を懇話会の意見とする議論ができていないと思う。

事務局

ここに掲載した個別意見は、中間まとめから引用してきたものが多い。

(久先生)

狭山らしさということでは他の自治体の条例を見ると、条文はそんなに変わらないが、自治基本条例の1つの特徴として前文が長い。そこに、色々な地域性を出している。その前文をどうするかがポイントになる。提言書でいうとこの「はじめに」が前文の基礎になると考えられる。

高知市は、前文は高知弁で書かれている。高知弁と標準語訳というものがある。

(サポートスタッフ)

条例を見ても、「です」「ます」調と、「である」とでは、雰囲気はかなり違う。

事務局

市民の皆さんの意見で作り上げたという感じが出てくると思う。

(サポートスタッフ)

以前委員の意見で、中学生や高校生にも分かるような内容がいいのではという意見もあった。

イラスト的なものでもよいのではないのか。

条例にはイラストは入れることはできないが、提言であればいいのではないのか。

事務局

提言や条例などのPRにイラストを使い、わかりやすく周知できる方法の1つであると思う。

基本的な件で危惧していることがある。第8章の条例の位置付けで、自治基本条例が市の最高法規として云々と市の最高法規という言葉が使われている。そういうことを前提として、第1章の市民自治の基本的な考え方では市民という言葉がいたるところに書かれている。この条

例が最高法規として位置づけられるにもかかわらず、市民の中に意識を持たない人が多いために今後どのような状況になるのか心配である。だから、本当は、市民と行政と議会の関係を自治基本条例の中で明確にしておかないと、市民に全部責任があるようにも読み取れる。最高法規の位置付けをしておいて、市民の方は、これからの行政の仕組みの中に部分的にしか関与しない状況のなかで、市民、行政、議会の位置付けを明確にし、それぞれの立場でまちづくりの責任を負うといったニュアンスがあった方がよい。

事務局

最初は、市民の皆さんを中心に書いているのが、以降、議会の役割と責務、行政の役割と責務や行政運営の原則など行政のやるべき事をそれぞれ書いている。

市民が市政への参画など基本的な動きをしない、できない状況になったとき、自治基本条例が最高法規であるということに抵抗がある。何でも市民、市民ということがおかしいように思う。

現実的にはそのように思うが、市民自治を徹底的につめていくと究極は、議会も行政もいらなくなると思う。

そうではなく、市民が必要であれば作ればよいと思う。直接民主主義にすればどうか。

事務局

このたたき案では市の最高法規という位置付けであるが、もしそうでなければ、変更しないといけないが。

法規という凄く、きついイメージがある。自治基本条例は、理念を明文化したものである。法規という位置付けですべて通されると、市民も責任が重くなっていく。そんなことはできない。我々ができるのは地域自治である。それぞれの地区などの地域コミュニティに参画して色々な意見を言えるが、行政全体に対しては、市民がどこまで責任を持って入っていいのかということである。

やはり第8章の条例の位置付けの中の最高法規という言葉が強すぎるということになる。

事務局

この部分については、もう少し表現を変えることにする。

条例というのは強制力を持つものであるのか。

持つものである。

例えば環境条例などを作れば、開発を防止したり、この場所の自然を守らないといけないといったような法律を作れるということであれば、ラブホテルやパチンコ店を作らないといった狭山独自のことを盛込んでいけばよい。

ラブホテルやパチンコ店を作らないといった条例は既にできており、その上位法として自治基本条例がある。

(久先生)

少し話しがはずれるが、難しいのは今規制ができるのは、公共の福祉の観点から規制ができるということである。それは、憲法に書かれている。一方で、土地というのは個人の財産でありこれも憲法で財産権が書かれているため、これがぶつかり合う。それを調整して土地利用規制ができるが、簡単には規制はできないものである。

最高法規であると謳っても問題はないと思う。基本的には憲法があり、その関連する法律がありその法律の範囲内で条例制定ができる。よって自治基本条例が最高法規であるといっても法律を無視してできるわけではない。ただ、このような流れの中では、自治基本条例が重要であるということではないか。

そういう意味では、協働という言葉の定義では、それぞれの役割と責任の下、お互いを尊重し、対等な立場で協力することとなっているが、池田市では、前半部分は同じであるが、対等な立場の部分、互いの特性を尊重しながら協力し合うことをいうとなっている。これは、非常に大切なことである。それぞれの特性を活かすということは、対等でない場合もあるということが考えられる。例えば、議員は市民の代表であるが、議会審議の内容について市民が口を挟めないなど、それぞれの特性によって対等でない場合もある。市民と市が対等であるというだけでは非常に荷が重い。

(久先生)

市民と議会では市民の方が上位である。議会は市民が選んでいるし、議会が問題のある判断

をした場合は、リコールすればよい。議員一人にでもリコールができる。基本的に何をやるうとしても我々の思いからスタートすることは憲法で保障されているので、市民からスタートするというのはいいことである。

市民からスタートするのはいいことである。まちづくりの主体が市民であるというのは基本的な考え方であるからよいのであるが、この後の流れが、読んでいくと市民に荷がかかってくるように思う。

(久先生)

第3章から第7章については、市民を位置づけているのではなく、市民が自治を発揮できるように、様々な方々がどう支援をしたり、仕組みを整えるかということが書かれていると理解しているので、別に市民に最高規範が責任を分担させるということには抵抗がない。

事務局

表現方法としては、少し重いという意見であると思うので、再度検討する。

しかし、あくまでも主権在民である。基本は市民である。その様な原点に立ち返る時期にきているのではないのか。

主権在民であっても直接民主主義ではない。やはり、市民の代表である議員を選出することが必要になる。その選ぶ時の意識の中に「まちづくりの主体は市民である」といった考えを持って選ぶといったことを自治基本条例に謳うとよいと思う。

(久先生)

今の意見については、どこかの章に入れることはできないかと思っている。つまり、地域の単位では直接民主制であるが、規模が大きくなると行政や議会に依頼する部分がある。その関係をどこかに書けないかと思う。本来は、自分たちでやらないといけない仕事であるが、数や仕組みの問題で無理なので、間接的にしている。しかし、本来は自分たちがやらないといけないことであるというのをどこかの章に入れればよいと思う。

第3章の議会と議員の役割と責務等のところではどうか。

(久先生)

第3章と第4章の両方に関係してくると思う。ただ、第2章の市民の役割のところを書くのか、もう1章追加して直接民主制と間接民主制の関係を書くのか、とにかく、どこかに1行2行そういう話があった方がよいと思う。

事務局

この懇話会のなかでもその様な話が結構出ていたので、残しておくべきかもしれない。

議会だけではない、市長もそうである。地方自治は、一元代表制ではない。二元代表制である。一方で、市民は議員を選び、一方で市長を選ぶ。国は、議院内閣制であるので、与党対野党という構図になるのであるが、地方議会では、与党対野党にならない。国と違って、議会と市長の緊張関係が必要になってくると思う。そういう点では、第4章の行政のところにも書いておく必要がある。

事務局

久先生がおっしゃられた第2章かもしれない。基本は、自分たちのことは自分たちです。できないことは、行政や議会といった間接的な制度を使いまちづくりを進めていくという確認を足すべきであるということだと思ふ。

(久先生)

皆さんに根本的なことを投げかけたいのであるが、代筆されたのは事務局であるが、これを懇話会の委員で書いたという思いになれるのかどうかである。今、和泉市が同じように提言書を6人の起草委員会で皆の意見をまとめている。自分達で作ったものであれば、自分たちのものと思えるのであるが、事務局にお願いしている分そのあたりがどうなのかということである。

内容もよく分かるし、よくまとまっていると思う。

(久先生)

和泉市は5月18日のまちづくりフォーラムに委員自らの口で発表するということである。いわゆるパブリックコメントを委員会で行うということである。つまり、委員の誰もがこの内容を知っていなければならないということである。

だから、第三者的によくできているといった考え方ではだめであるということである。

もう少し具体的なことを書いてはだめなのか。分かりやすいように。抽象的ではないが、何

か丸くまとまっているよう思う。

(久先生)

和泉市の場合は、最初の節は、自分たちのまちは自分たちで作ろうというところから入っている。

現状を踏まえた上で具体的に提言をしないといけない。今まで意見が色々でてきた具体的なことからこういう課題があるから、このような仕組みがいるといった書き方がよいと思う。

事務局

個々の意見については、まとめていく段階では、個々の意見が議論を重ねることにより、擦りあわされて丸くなっていくと思う。

協働という言葉とコミュニティという言葉が別になっている。コミュニティがあって協働があるのではないかと思う。これは、一つにできないかと思う。

事務局の案はたたき案であるのでどんどん我々で付け加えていかないと前に進まない。

自治会活動を通して、この提言に加えてほしいのは、序論にもかかかれているように、近所付き合いが少なくなり、人と人のつながりが希薄になってきている。市民自治の基本理念は確かに、まちづくりという大きなものであるが、その前にもう一つ市民がやるべき事は、人と人とのつながりを大切にすることを入れて、次は、市民と行政がまちづくりをするといった表現にしたほうがよいと思う。近所付き合いのない状態で、まちづくりなどの大きなことは出来ない。まずは、自分たちのつながりを意識してからまちづくりに参画するといった流れがほしいと思う。

(久先生)

第2章の(3)の市民の責務の話である。地域はなぜ大切かというのは、いくつかある。大学生でも仲のよいつながりは案外持っている。意見が合う、趣味が合うというところでどんどん深く付き合おうとする。ところが、社会で生きていくうえでは、いやな人とでも付き合っていけないといけない。考えの違う人とぶつかり合わないといけないが、それが減ってきている。避けようとしている。その場所の典型的なものが地域であると思う。色々な考え方の人がいて色々な価値観の人とぶつかり合わなければならない。仲良く暮らしていくことだけがよいことではなくて、喧嘩をして喧嘩を乗り越えない限り本来の意味でのコミュニティは育たないと思う。そこをどうも仲良く助け合っていきましょうというニュアンスになっているので、そのあたりを第2章の最後で書けないかと思っている。いやな者同士、喧嘩をして乗り越えて初めてコミュニティが始まる、それは地域から始まるという事がかけないのかと思う。

事務局

それは、書いた方がよいと思う。自治会よりも小さい単位のつながりも大切である。

(久先生)

地域で活動されている方が、テーマやNPOで活動されている方を批判的に見るのがそこである。テーマ型やNPOは、仲よし同士の集まりであるが地域はそうではないといった思いがある。

一戸建ての住宅はまだ隣近所のつながりは保てると思うが、マンションの場合は、自治会に加入するのがいやだからマンションに入居するといった事もある。そうすると、自治会の問題はとても難しいと思う。このような状況の中で市民一人ひとりもそうであるが、市としても自治に対する市の考え方を市民に理解してもらわないといけない時期にきているのではないのか。

事務局

そういったライフスタイルが増加し、人と人とのつながりが希薄になってきている状況に対応するスタート地点として、このあたりの取り組みが考えられる。ここから具体的な施策を行政や市民の皆さんが取り組むことによってコミュニティの回復を図っていくのであると思っている。

(久先生)

難しく言えば、公共とか公という意識がない人が増えてきている。公共や公というのは、色々な立場の人、色々な考え方の人がぶつかり合って、それを乗り越えて作っていくものである。ところが自分の価値観で全部押し通そうとする訳である。よく社会学者の人が、若者は、どこへ行っても傍若無人の態度を取る。傍若無人というのは、言葉どおり周りの人を無視している状態である。つまり、自分の空間を全てのところに持っていつている行為である。だからそこ

に公という意識や公共という空間はない。だからどこでも座れるし、ご飯を食べる事ができるという話である。公の意識が欠けてしまうと全ての空間が私になっている。逆に公が怖くて、怖くて、閉じこもってしまったら引きこもりになる。傍若無人も引きこもりも全く同じで公という空間が持てない。それは、若者だけではなく大人もそうである。だから、付き合わなくてもよいということになる。先程から言っているように付き合うということは、きれいごとではなく喧嘩もあるし、調整しないとイケないのに、それをする気もないというのは、社会を拒否していることになる。そこを皆でもう一度頑張らないと、とんでもない社会になっていく。

一度に進めようとしたら阪神大震災が起きないといけなくなる。

個々には意識は持っているが、グループができたときに、崩れてしまう。

(久先生)

阪神大震災の件であるが、うまくいった避難所とそうでない避難所というのは当然でくるが、うまくいった避難所の一番のポイントは、通路が取れたかどうかである。自分勝手に自分の領地を確保して足の踏み場もなくなった避難所はうまくいかない。つまり通路というのは、公の場所である。道を作らないと、まちは出来ないというのと同じ話が避難所で起こる。ここでも公の意識があるところとないところで見事に違いがでてくる。根本的には、公ということ意識しないとイケないということである。そこから自治がスタートするのではないかと思う。

自助、共助、公助という言葉があるが、助けるという漢字を秩序の序に直して書くというのはどうか。

(久先生)

先程の対等ということもそうであるが、結局、相手とうまくやろうと思えば、また、自分の意見を主張しようと思えば、相手の主張も聞かないといけなく。相手の思いが分かって自分の思いも伝える事ができる。それが結局、思いやりという精神になるのだけれど、それが公を作る基本的な姿勢になる。根本的なことは簡単に説明できるが、それが無い人が増えてきているため、複雑な説明をしているが、基本はそんなに難しい話ではない。それを第2章にうまく書けないかと思っている。

公共の理念というか公共性を育てるには、教育しかないのではないか。

(久先生)

教育というのは、どの場面の教育なのかというものを議論しないとイケない。それは、生まれてから人間関係の中で自ずと理解してくるというのも教育であるという事であればよいと思うが、学校教育だけを限定してしまうと、また違った方向へ行ってしまわないのか。

そういう市にしようとするならば、子どもの時代からそういった意識を持った子どもを育てないとイケないと思う。

(久先生)

両親が教えてくれなかったら近所の大人が教えてあげるといったように、誰かが、子どもたちを育てていけない時代に来たと思う。

今の時代、良かれと思って説明したら、反対に親から注意される時代である。

学校でも喧嘩させない、競争させないことになってきている。

(久先生)

少し具体的な話をすると、4月に新一年生対象に10人ぐらいのゼミをやっている。私の部屋でやっているのであるが、1回目の時に何も言わずに黙っていたら、その10人の内、「失礼します」と言って入ってきた学生は2人だけだった。後の8人は何も言わずに入ってきた。10人にこの部屋に入ってきたときにどういう態度を取ったのかを話した。他人の家に入るとか他人の部屋に入るのに挨拶もしないで入るのはおかしくないのかと話した。そうすると終了後10人とも「失礼します」「ありがとうございます」と言って帰った。やはり誰か言ってあげないとイケないと思う。でも18歳になって私に言わせるのかということがあるが、でも、言えば、今の若い人でも分かる。そこを根気強くやっていく必要があると思う。

教育とは、生まれてから育った状況によって培われているものであると思う。私事ですが、エレベーターを利用する際に先に女の子が乗っており閉まりかけた。手を出したので開いたのだが、その子が「大丈夫ですか」と声をかけてくれたということがあった。やはり人によって、育った状況によって違うと思う。学校や世間でも、公平や平等ということが言われているために、全て同じにしないとイケないという誤った判断があると思う。

第2章の(3)市民の責務のところ、今までの意見を自分なりに言葉を変えて言うと、「私たち市民はお互いを思いやり、認め合い、意思の疎通を図りながら市民自治を協働して推進していく必要があります。」ということになると思う。

思いやりは、具体的には、小学校で車椅子を実際に体験するなどの学習により、子どもを育てていかないといけないと思う。「狭山のこどもが悪いことをすれば、大人がしかろう」という様な姿勢を示さないと地域で育てていくのは難しいと思う。

なぜ最近、近所付き合いがなくなってきたのかというと、自分なりに理解していることは、結局プライバシーの侵害というのが大きくなっている。やはり、近所の人々が仲良くやっていたら、親の目の届かないところをフォローしてくれる。

ニュータウンでは、昔から知っているという関係ではないので、近所付き合いが難しいということがある。

若いお母さん方は、公園デビューと言って公園に集まっている。折角、皆で集まっているのに仲良くやればいいのに、直ぐにグループを作ってしまう。話し合ってくれればよい方向にいくと思うがなかなか難しい。それが波及して子どものいじめにつながっているのではないかと思う。そうならないためにも、人と人との思いやりが大切になってくる。

(久先生)

今までの話の印象で言うと、第6章の(5)に学習機会の提供・充実というのがあるが、内容に、コミュニケーションの力をつけるとか、公の心を身に付けるといった学習の機会も必要ではないのかと思う。

東京のニュータウンの方で年間で200件くらい泥棒が入っていた地域があって、対策として自治会で何をしたらかという、一日中人と顔を合わせたら挨拶をする取り組みをしたところ1年間で被害がなくなったということである。

近所で引越された方がいるが、誰も知らなかった。奥さんを亡くされたあと、自治会には入らないということであった。

そういう方こそ自治会に入らないといけないと思う。

事務局

本日、いくつかの提案を頂いたので、何点か見直すところも出てきた。今日お渡ししたところなので、持ち帰っていただいて付け足す部分があればまた次回にお願いしたい。あと、本体がこのスタイルでいいのかどうか、「はじめに」と「おわりに」の作成方法について意見をいただきたい。「はじめに」と「おわりに」は、事務局よりも皆さんで作成していただくほうがよいと思う。

先程から色々理念的な事が出てきたが、今ある市民憲章の内容を一つのつながりとして「はじめに」に謳っていくと、私たちの本当の理念的な事が謳われていることになる。

(久先生)

こんなことを入れようというアイデアを持ち寄ってくるとたたき案の方向性が見えてくる。先程の市民憲章のことやさやま池祭りの事になどのアイデアがあればよいのであるが。

事務局

そういうアイデアを次回までというよりも、思いついたら事務局まで送っていただきたい。期限があった方がよいと思う。

事務局

そうであれば、この土曜、日曜までにいただけたらと思う。文章でなくてもよい。

次回の予定は、5月8日(木)その次は5月29日(木)に開催する。

以上